



長野県報

7月30日(木)
平成27年
(2015年)
第2695号

目次

規則

- 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(企業局) 1
- 長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課・交通規制課) 1

告示

- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課) 2
- 宅地建物取引業法に基づく公開の聴聞(建築住宅課) 3
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) 3

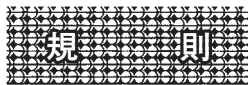
公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(3件)(県民協働課) 3
- 建設業の許可の取消し(建設政策課) 4
- 土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) 11
- 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活安全企画課) 11
- 特定調達契約に係る落札者の決定(会計課) 11
- 特定調達契約に係る一般競争入札(障がい者支援課) 12

訓令

- 長野県立学校職員服務規程の一部改正(高校教育課・特別支援教育課) 13
- 長野県立学校長職務規程の一部改正(高校教育課・特別支援教育課) 14

正誤(森林づくり推進課) 14



企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成27年 7月30日

長野県公営企業管理者 小林利弘

長野県公営企業管理規程第4号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第7条の2の次に次の1条を加える。

(給与の支給制限を受ける休暇の対象とならない職員)

第7条の3 条例第21条第4項に規定する管理者が指定する職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員

(3) 臨時的に任用される職員

(4) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年長野県条例第1号)第2条第1号及び第2号に掲げる職員

第8条中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める企業職員」に改める。

附則

この管理規程は、平成27年8月1日から施行する。

企業局

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年 7月30日

長野県公安委員会委員長 大澤一郎

長野県公安委員会規則第9号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
 長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第10号中「(以下)」を「(法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。)(以下)」に改める。

第22条第10号中「又は移動を伴う」を「若しくは移動を伴う実証

実験又は人の移動の用に供するロボットの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

交通企画課
交通規制課



長野県告示第354号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成27年7月30日

長野県知事 阿 部 守 一

（登録特定行為事業者 指定訪問介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
株式会社AWあんじゅり	あんじゅりAW	松本市梓川倭2317-1	平成27年7月16日
株式会社AWあんじゅり	あかりAW	松本市梓川倭2675-1	平成27年7月16日
株式会社AWあんじゅり	いずみのさとAW	松本市島立771-1	平成27年7月16日

（登録特定行為事業者 指定介護予防訪問介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
株式会社AWあんじゅり	あんじゅりAW	松本市梓川倭2317-1	平成27年7月16日
株式会社AWあんじゅり	あかりAW	松本市梓川倭2675-1	平成27年7月16日
株式会社AWあんじゅり	いずみのさとAW	松本市島立771-1	平成27年7月16日

（登録特定行為事業者 指定特定施設入居者生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人ひなたぼっこ	ケアハウスひなたぼっこ	諏訪郡原村南原18638-1	平成27年7月16日

介護支援課

長野県告示第355号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年7月30日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 施行者の名称
佐久市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
佐久都市計画下水道事業 佐久市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和49年3月11日
平成33年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分

変更なし
 (2) 使用の部分
 昭和49年長野県告示第133号、昭和54年長野県告示第265号、昭和57年長野県告示第101号、昭和59年長野県告示第849号、昭和62年長野県告示第187号、平成元年長野県告示第207号、平成4年長野県告示第452号、平成7年長野県告示第809号、平成12年長野県告示第315号、平成15年長野県告示第231号、平成21年長野県告示第310号及び平成25年長野県告示第153号の事業地に長野県佐久市桜井字松原免、字東畑、字北畑、字下田、字石合、字東田、字町、字北、字石堂、字平馬塚、字四十九、字和泉屋敷、字橋詰、字五反田、字西屋敷、字東屋敷、字南屋敷、字北屋敷、字北谷、字玉淵、字八反田、字北谷地、字谷地、字東谷地、字蟹田、字道本、字腰巻、字兒子塚、字宮浦、字金井場、字前谷地、字上前田、字東、字前田、字西、字田中、字下山の神、字西前田、字森並びに伴野字芳田、字土手蔭並びに田口字上ノ平、字宮ノ沢、字上宮代、字下宮代、字英田地畑、字上神